

添付書類等

1 動物用医薬品登録販売者試験に合格したことを証する以下のいずれかの書類

- 動物用医薬品登録販売者試験又は登録販売者試験合格通知書の原本若しくは写し
- 動物用医薬品登録販売者試験又は登録販売者試験合格証明書の原本
- 販売従事登録証の写し（原本の確認が必要になりますのでご持参ください）
- 消除により失効済みの処理を行った販売従事登録証の原本

2 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（発行日から6か月以内のもの）

- 動物用医薬品登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項並びに同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 栃木県において販売従事登録をすでに行っている場合、若しくは販売従事登録と同時に申請する場合は、その旨を申請書に付記すれば、省略することができる。

3 申請者が販売業者でない場合は、雇用関係を証する書類（雇用契約書写しなど）

4 登録申請手数料 8,000円（栃木県収入証紙）

注意事項

- 販売従事登録を受けようとする者は、申請書を医薬品の販売又は授与に従事する医薬品の店舗又は営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 文字は、楷書ではっきり書くこと。
- 「6 参考事項」には、連絡先の電話番号を記載すること。

その他

- 二つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のいずれか一つの都道府県知事の登録のみを受けることができる。
- 他の都道府県において販売従事登録を行った者が、本県において指定医薬品以外の医薬品の販売等に従事することは認めることとし、その場合には、初めに登録した都道府県の登録番号を用いることとする。